

した場合について準用する。この場合において、同条第十項中「者でないとき」とあるのは「者又は当該事業年度終了の日において第五十六条の三第一項の計画造林準備金の積立てをすることができる者でないとき」と、同条第十一項前段中「第三項」とあるのは「第五十六条の三第一項、第三項及び第四項」と読み替えるものとする。

(電子計算機買戻損失準備金)

第五十六条の四 青色申告書を提出する法人で電子計算機の本体及びこれに附属する機器で政令で定めるもの（以下この条において「電子計算機」という。）の製造又は販売の事業を営むものが、昭和四十三年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、電子計算機の特別買戻損失の補てんに充てるため、当該事業年度の特定電子計算機貸付会社に対する電子計算機の販売に係る収入金額で第三項に規定する政令で定める特約に係るものの合計額と最近における当該特別買戻損失の実績とを基礎として政令で定めるところにより計算した金額以下（以下「金額を損金経理の方法（確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により電子計算機買戻損失準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。」）

2 省略

5 第一項の電子計算機買戻損失準備金を積み立てている法人の各事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された電子計算機買戻損失準備金の金額のうちに同日前五年以前に終了した事業年度において積み立てた金額（当該法人が合併法人である場合には、その合併に係る被合併法人が同日前五年以前に終了した事業年度において積み立てた金額を含む。）がある場合には、当該積み立てた金額（同日において前項の規定により益金の額に算入される金額を除く。）は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

6 第一項の電子計算機買戻損失準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなった場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなった日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、第四項後段の規定を準用する。

一 省略

二 解散した場合 当該解散の日における電子計算機買戻損失準備金の金額（合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。）

三 省略

7・8 省略

9 第五十五条第九項、第十項及び第十一項前段の規定は、第一項の電子計算機買戻損失準備金を積み立てている法人が合併した場合について準用する。この場合において、同条第十項中「者でないとき」とあるのは「者又は第五十六条の四第三項に規定する政令で定める特約を有する者でないとき」と、同条第十一項前段中「第三項」とあるのは「第五十六条の四第五項」と読み替えるものとする。

(プログラム等準備金)

第五十七条 青色申告書を提出する法人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、昭和六十二年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、当該各号の中欄に掲げる費用の支出に備えるため、当該各号の下欄に掲げる金額以下の金額を損金経理の方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）によりプログラム等準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積み立てた事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

法	人	費	用	金	額
一	三	省略	省略	省略	省略

2 省略

3 第一項のプログラム等準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなった日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合において、第三号に掲げる場合に該当するときは、同号に規定するプログラム等準備金の金額をその積立てをした事業年度別に区分した各金額のうち、その積立てをした事業年度が最も古いものから順次益金の額に算入されるものとする。

一 省略

二 解散した場合 当該解散の日におけるプログラム等準備金の金額（合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。）

三 省略

4 省略

7 第五十五条第九項から第十一項までの規定は、第一項のプログラム等準備金を積み立てている法人が合併した場合について準用する。この場合において、同条第十一項中「第三項」とあるのは、「第五十七条第二項」と読み替えるものとする。

(使用済核燃料再処理準備金)

第五十七条の三 青色申告書を提出する法人で電気事業法第二条第一項第一号に規定する一般電気事業又は同項第三号に規定する卸電気事業を営むものが、各事業年度(解散(合併による解散を除く。))の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)において、原子力発電用原子炉に燃料として使用した原子力基本法(昭和三十一年法律第八十六号)第三条第二号に規定する核燃料物質(以下次項までにおいて「使用済核燃料」という。))の再処理に要する費用(使用済核燃料から核燃料物質その他の有用物質を分離した後に残存する廃棄物を処理するために要する費用をいう。以下次項までにおいて「再処理費」という。))の支出に充てるため、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額以下の金額を損金経理の方法(確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む。))により使用済核燃料再処理準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一・二 省略

2・3 省略

4 第一項の使用済核燃料再処理準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 省略

二 解散した場合 当該解散の日における使用済核燃料再処理準備金の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

三 省略

5・7 省略

8 第五十五条第九項、第十項及び第十一項前段の規定は、第一項の使用済核燃料再処理準備金を積み立てている法人が合併した場合について準用する。この場合において、同条第十項中「者でないとき」とあるのは「者又は第五十七条の三第一項に規定する一般電気事業若しくは卸電気事業を営む者でないとき」と、同条第十一項前段中「第三項」とあるのは「第五十七条の三第一項及び第三項」と読み替えるものとする。

(原子力発電施設解体準備金)

第五十七条の四 青色申告書を提出する法人で電気事業法第二条第一項第一号に規定する一般電気事業又は同項第三号に規定する卸電気事業を営むものが、各事業年度(解散(合併による解散を除く。))の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)において、当該事業年度終了の日において有する特定原子力発電施設(原子力発電施設のうち、原子炉、タービンその他の設備並びに建物及びその附属設備で政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)に係る解体費用の支出に備えるため、特定原子力発電施設ごとに、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額以下の金額を損金経理の方法(確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む。))により原子力発電施設解体準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一・二 省略

2・4 省略

5 第一項の原子力発電施設解体準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一・二 省略

三 解散した場合 当該解散の日における原子力発電施設解体準備金の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

四 省略

6・7 省略

8 第五十五条第九項、第十項及び第十一項前段の規定は、第一項の原子力発電施設解体準備金を積み立てている法人が合併した場合について準用する。この場合において、同条第十一項前段中「第三項」とあるのは、「第五十七条の四第四項」と読み替えるものとする。

(保険会社等の異常危険準備金)

第五十七条の五 青色申告書を提出する法人で次の各号に掲げるものが、各事業年度(解散(合併による解散を除く。))の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)において、当該各号に掲げる法律の規定による責任準備金の積立てに当たり、保険(次条第一項に規定する原子力保険及び地震保険を除くものとし、異常災害損失の発生が見込まれるものとして政令で定めるものに限る。以下この条において同じ。)又はこれに類する政令で定める共済に係る異常災害損失の補てんに充てるため、政令で定める保険の種類又は共済の種類ごとに、当該保険又は共済の当該事業年度における正味収入保険料又は正味収入共済掛金を基礎として政令で定めるところにより計算した金額以下の金額を損金経理の方法(確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。))により異常危険準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一・九 省略

2 6 省略

7 第一項の異常危険準備金を積み立てている法人の各事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された異常危険準備金の金額のうちに同日前十年以前に終了した事業年度において積み立てた金額（当該法人が合併法人である場合には、その合併に係る被合併法人が同日前十年以前に終了した事業年度において積み立てた金額を含む。）がある場合には、当該金額のうち政令で定める金額は、当該各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

8 第一項の異常危険準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなった場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなった日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 省略

二 解散した場合 当該解散の日における異常危険準備金の金額（合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。）

三 省略

9 11 省略

12 第五十五条第九項、第十項及び第十一項前段の規定は、第一項の異常危険準備金を積み立てている法人が合併した場合について準用する。この場合において、同条第十一項前段中「第三項」とあるのは、「第五十七条の五第六項又は第七項」と読み替えるものとする。

（原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金）

第五十七条の六 青色申告書を提出する法人で次の各号に掲げるもの及び政令で定めるものが、各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、当該各号に定める法律（当該政令で定める法人については、政令で定める法律）の規定による責任準備金の積立てに当たり、原子力保険（原子力施設、原子力災害に係る損害賠償責任等を保険の目的とする保険で政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）に係る原子力災害損失又は地震保険（住宅又は生活用動産を目的とし、地震若しくは噴火又はこれらによる津波を保険事故又は共済事故とする保険又は政令で定める共済をいう。以下この条において同じ。）に係る地震災害損失の補てんに充てるため、当該原子力保険又は地震保険の当該事業年度における前条第三項に規定する正味収入保険料又は同条第四項に規定する正味収入共済掛金を基礎として政令で定めるところにより計算した金額以下の金額を損金経理の方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により異常危険準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一・二 省略

2 3 省略

4 第一項の原子力保険に係る異常危険準備金を積み立てている法人の各事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された原子力保険に係る異常危険準備金の金額のうちに同日前十年以前に終了した事業年度において積み立てた金額（当該法人が合併法人である場合には、その合併に係る被合併法人が同日前十年以前に終了した事業年度において積み立てた金額を含む。）がある場合には、当該金額のうち政令で定める金額は、当該各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

5 第一項の原子力保険に係る異常危険準備金又は地震保険に係る異常危険準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなった日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 省略

二 解散した場合 当該解散の日における原子力保険に係る異常危険準備金又は地震保険に係る異常危険準備金の金額（合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。）

三 省略

6 7 省略

8 第五十五条第九項及び第十項の規定は第一項の原子力保険に係る異常危険準備金又は地震保険に係る異常危険準備金を積み立てている法人が合併した場合について、同条第十一項前段の規定は第一項の原子力保険に係る異常危険準備金を積み立てている法人が合併した場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第十一項前段中「第三項」とあるのは、「第五十七条の六第四項」と読み替えるものとする。

（関西国際空港整備準備金又は中部国際空港整備準備金）

第五十七条の七 省略

2 前項に規定する適用事業年度とは、次の各号に掲げる土地の区分に応じ当該各号に定める各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除くものとし、青色申告書を提出する事業年度に限る。）をいう。

一・二 省略

3 5 省略

6 前項に規定する適用事業年度とは、中部国際空港をその事業の用に供した日を含む事業年度から中部国際空港用地の造成工事の費用に充てるために要した借入金その他の債務の返済の完了が予定されている日として政令で定める日を含む事業年度までの各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の

各事業年度を除くものとし、青色申告書を提出する事業年度に限る。）をいう。

7 省略

8 会社又は指定会社が、第一項の関西国際空港整備準備金又は第五項の中部国際空港整備準備金を積み立てている場合において、次の各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、当該各号に定める金額に相当する金額は、会社又は指定会社その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 省略

二 解散した場合 当該解散の日における関西国際空港整備準備金の金額又は中部国際空港整備準備金の金額（合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。）

三 省略

9・10 省略

11 第五十五条第九項、第十項及び第十一項前段の規定は、第一項の関西国際空港整備準備金又は第五項の中部国際空港整備準備金を積み立てている会社又は指定会社が合併した場合について準用する。この場合において、同条第十項中「者でないとき」とあるのは「者又は関西国際空港若しくは中部国際空港の設置及び管理の事業を営む者でないとき」と、同条第十一項前段中「第三項」とあるのは「第五十七条の七第三項又は第五項」と読み替えるものとする。

12 前項において準用する第五十五条第九項に規定する合併法人のその合併の日を含む事業年度における第四項又は第七項の規定の適用については、政令で定める。

（特別修繕準備金）

第五十七条の八 青色申告書を提出する法人が、各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、その事業の用に供する次の各号に掲げる固定資産（外国法人の事業の用に供する第二号から第四号までに掲げる固定資産については、当該外国法人の国内において行う事業の用に供するものに限る。）について行う修繕（次の各号に掲げる固定資産の区分に応じ当該各号に定める修繕に限る。以下この条において「特別の修繕」という。）に要する費用の支出に備えるため、当該固定資産ごとに、積立限度額以下の金額を損金経理の方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により特別修繕準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積み立てをした事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 四 省略

2・4 省略

5 第一項の特別修繕準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一・二 省略

三 解散した場合 当該解散の日における特別修繕準備金の金額（合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。）

四 省略

6・7 省略

8 第五十五条第九項から第十一項までの規定は、第一項の特別修繕準備金を積み立てている法人が合併した場合について準用する。この場合において、同条第十一項中「第三項」とあるのは、「第五十七条の八第四項」と読み替えるものとする。

（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）

第五十八条の二 青色申告書を提出する法人で鉱業を営むものが、昭和四十年四月一日から平成十三年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内の日を含む各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、鉱業法第三条第一項に規定する鉱物（以下この条において「鉱物」という。）に係る新鉱床探鉱費の支出に備えるため、次に掲げる金額のうちいずれか低い金額以下の金額を損金経理の方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により探鉱準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一・二 省略

2 青色申告書を提出する法人で国内において主として鉱業を営むものとして政令で定めるもの（以下この条において「国内鉱業者」という。）が、昭和五十年四月一日から平成十三年三月三十一日までの期間（以下この項及び第九項において「指定期間」という。）内の日を含む各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、国外にある鉱物に係る新鉱床探鉱費の支出に備えるため、海外自主開発法人（その開発に必要な資金の相当部分が当該国内鉱業者及びこれと共同して投資をする内国法人によって直接又は間接に負担された鉱山を有し、かつ、その営む事業が本邦における資源の安定的供給に著しく寄与するものとして政令で定める外国法人をいう。）から取得した当該鉱山に係る鉱物（当該鉱物の引取りに関する契約に基づき、当該海外自主開発法人以外の法人を経由して取得したものを含む。）の販売による当該事業年度の指定期間内における収入金額に係る採掘所得の金額として政令で定める金額の百分の五十に相当する

金額以下の金額を損金経理の方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により海外探鉱準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3 省略

5 第一項の探鉱準備金又は第二項の海外探鉱準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなった場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなった日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合において、第三号に掲げる場合に該当するときは、同号に規定する探鉱準備金の金額又は海外探鉱準備金の金額をその積立てをした事業年度別に区分した各金額のうち、その積立てをした事業年度が最も古いものから順次益金の額に算入されるものとする。

一 省略

二 解散した場合 当該解散の日における探鉱準備金の金額又は海外探鉱準備金の金額（合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。）

三 省略

6・7 省略

8 第五十五条第九項、第十項及び第十一項前段の規定は、第一項の探鉱準備金又は第二項の海外探鉱準備金を積み立てている法人が合併した場合について準用する。この場合において、同条第十一項前段中「第三項」とあるのは、「第五十八条の二第四項」と読み替えるものとする。

9 省略

（特別自由貿易地域における認定法人の所得の特別控除）

第五十九条 青色申告書を提出する内国法人で沖縄振興開発特別措置法第二十三条の二第一項の規定により同項に規定する特別自由貿易地域として指定をされた地区（以下この条において「特別自由貿易地域」という。）内に本店又は主たる事務所を有するもの（当該指定の日以後に設立されたものに限り。）のうち各事業年度（当該内国法人の設立の日（合併により設立された内国法人にあつては、各被合併法人の設立の日のうち最も早い日）以後十年を経過する日までの間に終了した事業年度に限る。）終了の日において認定法人（当該特別自由貿易地域内において同法第二十四条の二第一項の規定による認定を当該指定の日から五年以内に受けたものをいう。）に該当するものが、当該各事業年度（第四十二条の九の規定又は第四十五条若しくは同条の規定に係る第五十二条の第三項の規定の適用を受ける事業年度を除く。）において、当該特別自由貿易地域内において行われる同法第二十四条の二第二項に規定する事業に係る所得の金額として政令で定める金額を有する場合には、当該金額の百分の三十五に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 省略

（農用地利用集積準備金）

第六十一条の二 青色申告書を提出する法人で平成五年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）終了の日において農業経営基盤強化促進法第二十三条第三項の認定に係る同条第七項に規定する特定農用地利用規程（以下この項及び第三項において「特定農用地利用規程」という。）に定める同条第四項の特定農業法人（第三項において「特定農業法人」という。）に該当するものが、当該事業年度において、同法第四条第一項第一号に規定する農用地について当該特定農用地利用規程の定めるところに従い同法第二十三条第五項第三号の利用権の設定等又は農作業の委託を受けるために要する費用の支出に備えるため、当該事業年度の農業に係る収入金額として政令で定める金額の百分の十に相当する金額以下の金額を損金経理の方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により農用地利用集積準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 省略

3 第一項の農用地利用集積準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなった日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合において、第四号に掲げる場合に該当するときは、同号に規定する農用地利用集積準備金の金額をその積立てをした事業年度別に区分した各金額のうち、その積立てをした事業年度が最も古いものから順次益金の額に算入されるものとする。

一・二 省略

三 解散した場合 当該解散の日における農用地利用集積準備金の金額（合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。）

四 省略

4・5 省略

6 第五十五条第九項、第十項及び第十一項前段の規定は、第一項の農用地利用集積準備金を積み立てている法人が合併した場合について準用する。この場合において、同条第十項中「者でないとき」とあるのは「者又は第六十一条の二第一項に規定する特定農業法人でないとき」と、同条第十一項前段中「第三項」とあるのは「第六十一条の二第二項」と読み替えるものとする。

（農用地等を取得した場合の課税の特例）

第六十一条の三 前条第一項の農用地利用集積準備金の金額（同条第四項の規定の適用を受けるものを除く。）を有する法人が、各事業年度において、同条第一項に規定する特定農用地利用規程の定めるところに従い同項に規定する農用地（当該農用地に係る賃借権を含む。以下この項において同じ。）の取得（贈与、交換又は出資によるものその他政令で定めるものを除く。）をし、又はその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない農業用の機械その他の減価償却資産で当該法人が同条第一項に規定する利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けることに伴い必要となるものとして政令で定めるもの（以下この項及び第四項において「特定農業用機械等」という。）を取得し、若しくは特定農業用機械等を製作し、若しくは建設して、当該農用地又は特定農業用機械等（第五項において「農用地等」という。）を当該法人の農業の用に供した場合においては、当該事業年度において同条第二項又は第三項の規定により益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなつた同条第一項の農用地利用集積準備金の金額に相当する金額（以下この項において「圧縮限度額」という。）の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により経理したときは、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 5 省略

（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）

第六十二条 法人（法人税法第二条第五号に規定する公共法人を除く。以下この項において同じ。）は、その使途秘匿金の支出について法人税を納める義務があるものとし、法人が平成六年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に使途秘匿金の支出をした場合には、当該法人に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額又は解散（合併による解散を除く。）をした場合における清算所得（当該法人が同法第九十二条に規定する内国普通法人等である場合の清算所得に限る。）に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項から第三項まで（これらの規定を同法第二百二条第一項第二号において適用するものとする場合を含む。）、第九十九条及び第四百三十三条第一項から第三項まで並びに第四百二十二条の六第六項、第四十二条の七第六項、第四十二条の八第六項、第六十三條第一項、第六十七條の二第一項並びに第六十八條の三第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該使途秘匿金の支出の額に百分の四十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

2 8 省略

（土地の譲渡等がある場合の特別税率）

第六十二条の三 法人が土地の譲渡等をした場合には、当該法人（次項第一号ニに掲げる行為をした場合には、同号ニの被合併法人を含む。）に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額又は清算所得に対する法人税の額は、法人税法第六十六条第一項から第三項まで（これらの規定を同法第二百二条第一項第二号において適用するものとする場合を含む。）、第九十九条、第一百五條及び第四百三十三條第一項から第三項まで並びに第四百二十二條の六第六項、第四十二条の七第六項、第四十二条の八第六項、第四十二条の十第五項、第六十三條第一項、第六十七條の二第一項及び第六十八條の三第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該土地の譲渡等（次条第一項の規定の適用があるものを除く。）に係る譲渡利益金額の合計額に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 土地の譲渡等 次に掲げる行為をいう。

イ・ロ 省略

ハ 法人の組織の変更に伴う資産の評価換えによる帳簿価額の増額で、土地等に係るもの。

ニ 合併法人が、合併により被合併法人がその取得をした日から引き続き所有していた土地等を受け入れた場合において、当該土地等につき合併直前における帳簿価額を超える帳簿価額を付する行為（その超える部分の金額につき、当該被合併法人の法人税法第二条第十四号に規定する株主等に合併法人の株式、金銭その他の資産の交付をする行為を含む。）

ホ 清算中の法人の残余財産のうちに土地等がある場合における当該残余財産の確定

二 省略

3 省略

4 第一項の規定は、法人が、平成四年一月一日から平成十三年三月三十一日までの間に、その有する土地等（法人税法第二条第二十一号に規定する棚卸資産に該当するものを除く。以下第八項まで及び第十項において同じ。）の譲渡をした場合において、当該土地等の譲渡が次に掲げる土地等の譲渡に該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされたときは、適用しない。

一 六 省略

七 一団の宅地の造成（次に掲げる要件を満たすものに限る。）を行う個人（都市計画法第四十四条又は第四十五条に規定する開発許可に基づく地位の承継（以下この号において「開発許可に基づく地位の承継」という。）があつた場合には当該開発許可に基づく地位の承継に係る被承継人である個人又は当該開発許可に基づく地位の承継をした個人とし、当該造成を行う個人の死亡により当該造成に関する事業を承継した当該個人の相続